

入札参加資格登録業者 各位

千代田町建設工事等最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱の施行について

標記の件につきまして、下記のとおり千代田町建設工事等最低制限価格制度実施要綱を一部改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 改正内容（下線部赤字）

【建設工事のうち特別なもの】

改正前
（建設工事における最低制限価格の設定）
第4条 （略）
2 （略）
3 第1項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、 <u>10分の9</u> から <u>10分の7</u> までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。



令和8年8月1日～
（建設工事における最低制限価格の設定）
第4条 （略）
2 （略）
3 第1項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、 <u>10分の7.5</u> から <u>10分の9.2</u> までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

【測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法】

改正前
（測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法）
第5条 測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法は、次の表に掲げる算定基準によるものとする。



令和8年8月1日～
（測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法）
第5条 測量、建設コンサルタント等業務における最低制限価格の算出方法は、次の表に掲げる算定基準によるものとする。

業種区分	算定基準
測量業務	直接測量費＋測量調査費＋諸経費× <u>0.48</u>
(略)	(略)
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等× <u>0.48</u>
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費× <u>0.45</u>
補償関係コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等× <u>0.45</u>

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、予定価格に10分の6から10分の8（地質調査業務の場合は、3分の2から10分の8.5）を乗じた額の範囲内で対象業務ごとに最低制限価格を設定することができる。

4 (略)

業種区分	算定基準
測量業務	直接測量費＋測量調査費＋諸経費× <u>0.5</u>
(略)	(略)
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等× <u>0.5</u>
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費× <u>0.5</u>
補償関係コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等× <u>0.5</u>

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、予定価格に10分の6から10分の8.1（測量業務の場合は10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務の場合は、3分の2から10分の8.5）を乗じた額の範囲内で対象業務ごとに最低制限価格を設定することができる。

4 (略)

2 施行日 令和8年8月1日